緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業 (厚生労働省医薬局医薬品審査管理課委託事業)

緊急避妊薬を

一部薬局で試験的に販売しています





緊急避妊薬を適切に利用できる 仕組みを検討するための

国の委託を受けた調査研究です。

国(厚生労働省)では、将来的に、**予期せぬ妊娠の** 可能性が生じた女性が処方箋なしに緊急避妊薬を 適切に利用できる仕組みを検討するため、

薬局での販売方法などについて情報を集めるための 調査研究を行うことになりました。

調査研究の一環として、一部の薬局での販売を 行っています。

(研究名称:緊急避妊薬販売に係る環境整備のためのモデル的調査研究)





緊急避妊薬とは、妊娠の心配がある性交から 72 時間以内に服用することで、避妊効果を得る薬です。主に排卵を遅らせることにより妊娠する可能性を低くします。効果 (妊娠阻止率) は約8割です。

● はじめに。必ずお読みくだきい

- 一部薬局での販売は、国(厚生労働省)からの委託を受けた調査研究として行われています。
- 購入を希望される方は、研究への参加同意や機微な情報も含む質問やアンケート等への協力を いただける場合にのみ販売が可能となります。
- 現在、日本で緊急避妊薬を入手する方法は、医療機関(産婦人科など)への受診による方法によります。この調査研究に薬局・購入者が参加する場合のみ、医療機関の受診を経ない、薬局での販売が認められています。

■ 販売できる方

- ·緊急避妊薬を購入して服用を希望し、研究参加同意をいただける 16 歳以上の女性 (本人)
 - ※調査研究として本人確認を行う必要があるため、身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証等)のご提示を求めます。
 - ※未成年(16 歳~17 歳)の方は、研究参加にあたりご本人に加えて保護者等の同意が必要です(人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の定めによる)。保護者等の同意がない場合は販売できません。同意を明示する方法は研究で定める方法のみに限定されますので、薬局への同伴が必要です。保護者等にも本人確認が必要なため、身分証明書(同上)の提示を求めます。

■ 販売できない方

- ・男性
- ・代理人
- ・研究参加に同意いただけない方
- ・妊娠している方
- ・妊娠が心配な性交から服用までの時間が72時間を超える方
- ・身体の状態によって緊急避妊薬が使用できない方(重篤な肝障害がある等。質問等により 薬剤師が判断します)
- ・性交同意年齢に達していない方(16歳未満)
- ・本調査研究の説明及び同意取得はすべて日本語で行うため、日本語での確実な説明・同意 などのコミュニケーションが行えない場合は、調査研究に参加ができません。

┃■ 留意事項等

- ・研究参加にあたっては、**ご自身のスマートフォンを使用したアンケートへの回答(メールアドレスの登録を含む**)を行っていただきます。
- ・購入希望者の状況・状態によっては、産婦人科や性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センターをご紹介することがあります。
- ・この調査研究で販売の対象外となる場合や、研究への参加を望まれない場合は、 医療機関(産婦人科など)での対面診療またはオンライン診療による緊急避妊を ご検討ください。



性犯罪・性暴力被害者 のためのワンストップ 支援センター